後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。なお、協議の相手から提出された入札価格で契約を締結することが不合理と認められる場合は、協議相手を選定しない場合がある。

⒀　週休２日制モデル工事　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事」（発注者指定方式）である。工事期間内において週休２日を達成した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。

⒁　本工事は工事しゅん功、引渡の後、主要機器に関する基本契約を締結する工事である。

⒂　本工事は、設計金額算定のため機器費等工事の一部について参考見積書を徴収する工事である。

２　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、八王子支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「令和３・４年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「伝送・情報処理設備工事」の資格認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）。ただし、令和５・６年度工事競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有していることを条件とする。なお、令和５・６年度工事競争参加資格における当該資格の経営事項評価点数は問わない。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「令和３・４年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「伝送・情報処理設備工事」の資格認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の者の２者で構成された共同企業体。ただし、令和５・６年度工事競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有していることを条件とする。なお、令和５・６年度工事競争参加資格における当該資格の経営事項評価点数は問わない。また、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成19年度以降に元請けとしてしゅん功認定された、次に示す項目の同種工事の施工実績を有すること。ただし同一工事で各施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

【単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者】

高速道路又は自動車専用道路において料金収受を行うＥＴＣ設備工事において下記①から③に示す全てを実施した工事

①　機器の製作（他社への依頼製作を含む）
②　機器の設置
③　試験調整

【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外】

高速道路又は自動車専用道路において料金収受を行うＥＴＣ設備工事において下記①から②に示すいずれかを実施した工事

①　機器の製作及び納入（他社への依頼製作を含まない）
②　機器の設置及び試験調整

⑸　配置予定の技術者等

①　配置予定技術者に求める経験

元請けとしてしゅん功認定された、次に示す項目のいずれかの同種工事の経験を有すること。なお、この事項は契約締結後、特記仕様書の記述に基づき技術者届により監督員が確認する。

求める経験１）

高速道路又は自動車専用道路において料金収受を行うＥＴＣ設備の機器の設置及び試験調整を実施した工事

求める経験２）

高速道路又は自動車専用道路において交通管制システム又は施設制御システムに関する機器の設置又は改造及び試験調整を実施した工事

②　配置予定技術者に求める資格要件

主任（監理）技術者が、１級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、これらの事項は契約締結後、特記仕様書に基づき技術者届により監督員が確認する。

※特定建設工事共同企業体を構成する場合は、構成員毎に上記資格を有する技術者を配置すること。

③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。

⑺　特定建設工事共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち１級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

③　当社が別に定める特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　当該工種について、当社での過去２年間（令和２・３年度）における各年度の工事成績の平均点が２年連続で65点未満でないこと。ただし、各年度の実績が無い場合は65点とする。

⑼　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑿　主要機器等

①　本工事における主要機器とは、広域管理装置、テーブル管理装置、地域管理装置をいう。